

兵庫労働局発表
令和3年1月28日

担 当	兵庫労働局労働基準部監督課 課長 本田真由美
	主任監察監督官 木戸 一雅
	電話 078(367)9151
	FAX 078(367)9165

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため 労働基準監督署への届出等については、電子申請を利用しましょう ～ 36協定の電子申請手続き解説動画を作成しました ～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が1月7日に発出され、1月14日から兵庫県も対象地域となっております。

厚生労働省では、利用者みなさまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請のご活用を広くご案内しております（別添1）。

兵庫労働局においても、利用者みなさまに電子申請のご利用を検討いただくために、36協定（時間外・休日労働協定届）のe-Gov（イーガブ）電子申請による届け出
手続解説動画を作成し、兵庫労働局雇用環境・均等部 YouTube チャンネルに掲載しました。

令和3年4月から電子署名・電子証明書も不要になるなど、手続きがより簡素化される予定となっております（別添2）ので、この機会に電子申請への切り替えをご検討ください。

【兵庫労働局雇用環境・均等部 YouTube チャンネルへリンク】

https://www.youtube.com/channel/UC3aKFvf_yDXj9YLBvXuzEA

【別添1】

緊急事態宣言を受けた都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について

【別添2】

労働基準法・最低賃金法などに定められた届出や申請は電子申請を利用しましょう！

（参考1）電子申請（申請・届出等の手続案内）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/

（参考2）新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、
電子申請を利用しましょう！（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

報道関係者 各位

令和3年1月7日
【照会先】（代表電話）03(5253)1111
大臣官房 地方課
課長補佐 兼坂 匠（内線7256）
（直通電話）03(3595)3052
労働基準局 総務課
課長補佐 樋口 政純（内線5554）
（直通電話）03(3502)6741
職業安定局 総務課 公共職業安定所運営企画室
室長補佐 日高 幸哉（内線5712）
（直通電話）03(3593)6241
雇用環境・均等局総務課
主任雇用環境・均等監察官 重河 真弓（内線7820）
（直通電話）03(3595)2672

緊急事態宣言を受けた 都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークの対応について

～相談、届出・申請などは「電話」、「電子申請」・「郵送」をご活用ください～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が1月7日に発出されました。特定都道府県（緊急事態宣言の対象都道府県）も含め全国の都道府県労働局、労働基準監督署・ハローワークは原則として開庁しますが、利用者の皆さまに来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送での各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。外出自粛の要請を踏まえ、感染拡大防止の観点から、積極的な活用をお願いします。

電子申請をする方法については、次項の「参考」をご参照いただくか、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

また、都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークで行う申請・届出等については、一部を除き、事業主等の押印や署名がなくとも提出ができますので、こうした書類の作成に当たってのテレワークの活用もあわせてお願いします。

【電話による相談などが可能な主なもの】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による労働相談
- ・解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げ、労災補償などのあらゆる分野の労働相談
- ・ハローワークによる職業紹介 など

【電子申請や郵送による届出・申請などが可能な主な手続き】

- ・労働基準法に基づく36協定や就業規則の届出 など
- ・労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ・労働者災害補償保険法に基づく労災請求 など
- ・雇用保険法に基づく雇用保険被保険者の資格取得や資格喪失に関する届出 など
- ・ハローワークへの求人申込み

- ・労働者派遣事業および職業紹介事業の許可の申請 など
- ・雇用調整助成金の支給申請
- ・新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の支給申請

【郵送による届出・申請が可能な主な手続き】

- ・ハローワークや雇用環境・均等部（室）における各種助成金の申請 など

【インターネットによる情報収集が可能な主なもの】

- ・ハローワークインターネットサービスによる求人情報
- ・労働者の労働条件、安全や衛生に関する各種情報、FAQ

※ これらの主な手続き等の他にも、電子申請や郵送による届け出・申請などが可能な手続きがあります。詳しくは、最寄りの都道府県労働局労働基準部・職業安定部、労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。

(参考1) 電子申請（申請・届出等の手続案内）（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/

(参考2) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、労働基準監督署への届出や申請は、電子申請を利用しましょう！（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000716053.pdf>

(参考3) 雇用保険について：雇用保険関係手続き電子申請のご案内（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000621815.pdf>

(参考4) ハローワークインターネットサービス（求人検索・求人申込み等）

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

(参考5) 雇用調整助成金のオンライン申請受付（厚生労働省HP）

<https://kochokin.hellowork.mhlw.go.jp/prweb/shinsei/>

(参考6) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金オンラインで申請する方へ（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html#onlineshinsei>

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** **51種類**
 時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
 就業規則(変更)届出
 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** **9種類**
 最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Govからアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

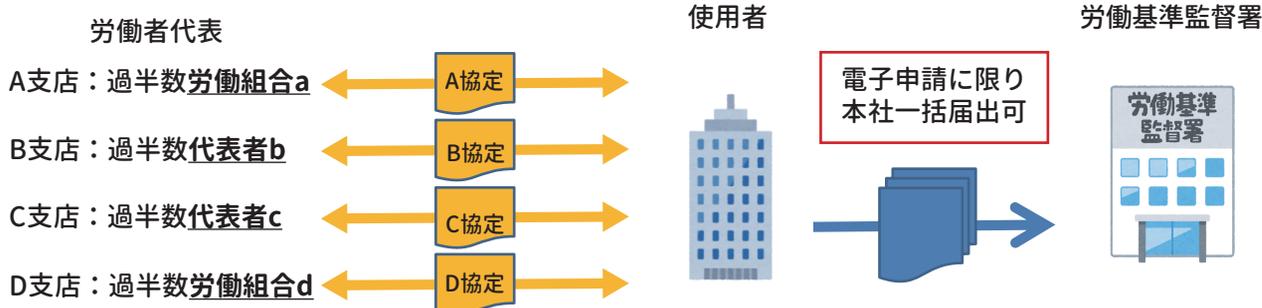


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

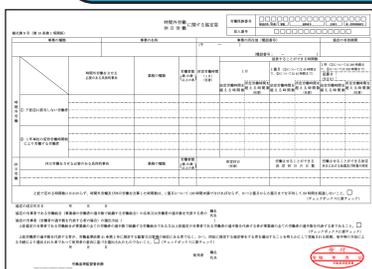
これまで、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
 について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください

電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから
電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① **事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先**

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金のご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで (土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② **各届出などに関するお問い合わせ先**

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

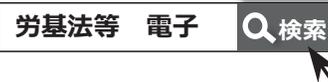
【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ **労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ**

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>



○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」